

③ 子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準（支給認定基準）

（平成 25 年 12 月 26 日現在の国の資料を基に作成）

項目	国の基準（案）	
「保育の必要性」 の事由	右欄のいずれかの 事由に該当すること ※同居の親族その 他の者が当該児童 を保育することが できる場合、その 優先度を調整する ことが可能	①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く） ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。
		②妊娠、出産
		③保護者の疾病、障害
		④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
		⑤災害復旧
		⑥求職活動 ・起業準備を含む
		⑦就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む
		⑧虐待やDVのおそれがあること
		⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること
		⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合
区分（保育必要 量）	保育標準時間	平均 275 時間／月（212 時間超・292 時間以下） ※ 1 日 11 時間までの利用に対応
	保育短時間	平均 200 時間／月（212 時間以下） ※ 1 日 8 時間までの利用に対応

項目	国の基準（案）	
優先利用	「優先利用」の対象として考えられる事項（例示）	①ひとり親家庭
		②生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）
		③生計中心者の失業により，就労の必要性が高い場合
		④虐待やDVのおそれがある場合など，社会的養護が必要な場合
		⑤子どもが障害を有する場合
		⑥育児休業明け ・ 育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており，施設等の利用を再度希望する場合 ・ 育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており，特定教育・保育施設，地域型保育事業の利用を希望する場合 ・ 1歳時点まで育児休業を取得しており，復帰する場合
		⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
		⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童 ※連携施設に関する経過措置
		⑨その他市町村が定める事由
		それぞれの事項については，適用される子ども・保護者，状況，体制等が異なることが想定されるため，運用面の詳細を含め，実施主体である市町村において，それぞれ検討・運用
		※ひとり親家庭は母子寡婦法，虐待は児童虐待防止法に基づき配慮が求められる事項
		※例えば，管内の各保育所において〇〇名ずつ障害児保育を実施している場合，その枠は，優先的に⑤に割り当てられることになる
		このほか，選考の際に，保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況（所得等）を考慮することも考えられる。
		また，市町村の判断により，人材確保，育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から，幼稚園教諭，保育教諭，保育士の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる
		併せて，放課後児童クラブの指導員等の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる